

# 社会科における男女平等を推進する教育・学習の研究

## — 女人禁制を事例として —

高橋 美咲

### 1. 論文構成

序章 問題の所在と目的

第1節 問題の所在

第2節 研究の目的と方法

第3節 論文の概要

第1章 男女共同参画社会と男女平等教育の考察

第1節 男女共同参画社会の分析・考察

第2節 男女平等教育の分析・考察

第2章 社会科における男女平等教育の分析・考察

第1節 男女平等教育の視点からみる社会科

第2節 中学校社会科歴史的分野における教科書分析

第3節 社会科における男女平等教育実践の分析

第3章 中学校社会科における男女平等を扱った授業構想— 女人禁制を事例として —

第1節 女人禁制の概要

第2節 女人禁制を事例とする男女平等の視点を取り入れた社会科授業実践

終章 研究のまとめと今後の課題

第1節 本研究のまとめ

第2節 今後の課題

参考文献・論文・URL

### 2. 問題の所在と研究の目的

#### (1) 問題の所在

男女共同参画社会を目指して戦後から少しずつ男女平等に向けた取組が進み、今では法律上での男女平等は実現している。しかし、現実には未だ雇用や待遇等に男女差別が残っており、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担う<sup>1)</sup>」男女共同参画社会の実現を妨げている。こうした現状の中、筆者が注目したのが、男女平等教育である。なぜなら、男女共同参画社会を実現するにあたって男女平等観の育成は欠かせないものであり、そのためには性別によって能力を限定するのではなく一人一人の多様な力をできる限り伸ばす、平等な教育を行う必要があると考えるからである。また、男女平等教育の充実は、内閣府や文部科学省が男女共同参画社会の形成に向けた取組の一つに挙げている。しかし、筆者はこうした現状の中、男女平等教育について次の2点の問題意識を持っている。1点目に、男女間の「区別」と「差別」の境界線を引くことが難しいこと。2点目に、学校もまたジェンダーの再生産の場になりうる危険性があることが挙げられる。書の

記述の中に女性の存在はほとんどなく、男性中心の歴史になっていること。第2に中学生は、個性が出てくる時期でもあり、自分の進路を考え出す時期でもあるため、正しい男女平等観の育成が重要であることが挙げられる。

以上のことから、中学校社会科歴史的分野に研究の焦点を絞り、社会科の中の男女平等教育を研究対象とした。

## (2) 研究の目的と方法

本研究の目的は、男女平等教育の定義と実態を明らかにした上で、男女平等教育の視点から中学校社会科歴史的分野において、女人禁制を事例とした授業を構想することである。

研究の方法としては、まず日本における男女共同参画社会の現状と歴史の変遷について、政府や自治体などによる図やグラフなどの客観的なデータに基づきながら実態を明らかにした後、男女共同参画社会の実現に不可欠な男女平等観の育成を目指す男女平等教育について学校教育全体・社会科の2つの視点から可能性を探る。そのために学校現場や授業の中に男女平等の視点がどの程度組み込まれているのか、学習指導要領・教科書から分析する。その後、社会科における男女平等の視点を取り入れている授業実践例を『歴史地理教育』から抽出し、主観的な分析にならないように分析する視点の根拠を明確にしながらそれぞれの実践例の特徴や問題点について考察してい

く。最終的には、女人禁制を事例として男女平等の視点を取り入れた中学校社会科歴史的分野の授業実践を考案する。

## 3. 論文の概要

### (1) 第1章

第1章では、男女共同参画社会とはどのような社会を指すのか、『男女共同参画社会基本法』から定義することで、生物的な男女の違いを一切無視して画一的に扱う社会ではないことに注意しながら分析した。また、歴史の変遷を追うことで、日本の男女共同参画社会・男女平等に向けた取組を押しさえ、男女平等教育に何が求められているのかを分析・考察した。まず、第1節では、男女共同参画社会の全体像を把握するために、筆者が問題意識を持っている「性別による固定的な性別役割分担意識が根強く残っている」、「政策・方針決定過程への女性の参画が進展していない」、「男女に対する機会均等と均等待遇が達成されていない」、「ワークライフバランスを取りながら生きていくための社会制度が浸透していない」の4点について、主に内閣府の世論調査を基に分析・考察した。

第2節では、日本国憲法第14条など、男女平等の原則に関する法律を参考に男女平等教育を定義づけした。そして、村松康子氏の論文を参考に、男女平等教育に必要な視点を筆者の見解も交えながら提案した。

## (2) 第2章

第2章では、男女平等教育の意義が明白であるにも関わらず、これまでその重要性の認識が希薄であったことや授業実践例が少ない理由として、戦後の男女共学による男女平等幻想と、男女特性論にあったのではないかという視点から主に社会科の中の男女平等教育について考察した。まず、第1節では『中学校学習指導要領解説社会編』より、社会科における男女平等教育の位置づけについて論じた。

第2節では、育鵬社、教育出版、清水書院、自由社、帝国書院、東京書籍、日本文教出版7社の中学校社会科歴史的分野の教科書分析を行った。まず、吉岡睦子氏『教科書の中の男女差別<sup>ii)</sup>』を参考として、男女差別や男女平等に関連する女性の地位の変遷に関する記述もしくは資料、歴史上の女性の登場数、教科書の執筆者の男女比について分析した。結果として、古代から現代にかけて男女差別や男女平等に関する記述量に偏りがあることがわかった。中世の女性の地位が高かったことについて記述がある教科書は育鵬社と東京書籍と日本文教出版であり、それ以外では近世ではじめて「家制度」としていきなり女性の地位が低かったことや女性差別についての記述があることから、女性差別の歴史を学ぶにあたって系統性に欠けていることが明らかとなった。また、歴史上の女性の登場数は古代・近代に女性の登場数が偏る傾向にあり、中世は

育鵬社と清水書院以外は北条政子のみ、近世は全ての教科書が出雲の阿国のみの紹介にとどまっていた。そして、教科書の執筆者数の男女比については女性が一人もいない教科書は7冊中4冊であり、最も割合が高い日本文教出版でも20%と、男女比に大きな開きがあることもわかった。

第3節では、実際に社会科の授業で男女平等の視点がどのように取り入れられているのか、授業実践を歴史教育者協議会発行の『歴史地理教育』から過去15年分の授業実践を抽出することで明らかにし、授業実践の内容を分析した。なお、『歴史地理教育』に掲載されている男女平等教育実践は8例のみであった。そして、どのような題材もしくは事例を取り上げているか、子どもが社会受けの良い答えではなく、自分で考えたり議論し合ったりできる授業であるか等の観点から分析した。その結果、日本国憲法第24条、民法といった法律や家族を題材にした授業が8例中5例と集中していることが明らかとなった。しかし、奥野正作氏の授業実践は、表札から見えない男性と女性の差別について考えるものであり、子どもたちが普段差別と全く思っていない題材や事例を授業で取り上げることで、子どもに驚きを与えるとともに、考える意欲に結びつけることができていた。また、全ての授業実践がオープンエンドの型で終了しており、ふりかえりの時間をじっくり取ることが課題として挙げられる。

### (3) 第3章

第3章では、女人禁制を事例として取り上げた、中学校社会科における男女平等を扱った授業構想を行った。第1節では、女人禁制の概要として、人類学や民俗学を専門とする鈴木正崇氏の研究を参考に、定義・分類・問題点・男女平等教育に事例として取り上げる意義について述べた。「仏教の霊場や修行の場で、女子は僧の修行の障害になるとしてその立ち入りを禁ずること。また、特殊の神事に女子の参加を認めないこと<sup>iii</sup>」である女人禁制は、鈴木氏の分類を基にすると、日本では奈良県大峰山など山岳・霊場分野で10件、秋田県竿燈まつりなど祭り分野で5件、力士、杜氏、山師の特殊技能や職業分野で3件、歌舞伎、能楽の芸能分野で2件の計20件が女人禁制に該当することが分かった。さらに、1872年の明治政府による太政官布告第98号により女人禁制が解除されてから2015年現在で、解禁された事例は10件、一部禁制を残し解禁された事例は7件、現在も禁制である事例は3件と男女平等が叫ばれている現代でも女人禁制という女性差別の歴史はまだ色濃く残っていることも分かった。これらを踏まえて、女人禁制の問題点として2点を挙げる。まず、1点目に、長い歴史の中で女人禁制が正当性や合理性があるかのような錯覚を生み、次世代へと差別が連鎖していく点。次に2点目として、これまでの日本が女人禁制を「伝統」として、

「差別」を覆い隠している点が挙げられる。そこで、これらの問題点を克服することができるような授業を展開していくことで、男性中心に偏りがちな歴史の授業の中に女性の視点を取り入れることができ、日本の歴史を通して差別の廃絶、もしくはその形を変える道を考えることにつながり、子どもたちが現代の男女平等や男女共同参画社会の実現の必要性を感じることができるのではないかということ、この事例を男女平等教育に取り上げる意義として提案した。

第2節では、女人禁制を事例とする授業実践を立案した。前節まで述べてきたことを参考に、筆者が示したい中学校社会科の授業の中に男女平等教育を取り入れた授業案を提案した。今回は、中学生における歴史的分野で、女人禁制を事例としながら最終的には男女共同参画社会についても考える授業案を提案した。その際にこれまでの分析を踏まえた留意点として、1点目に題材が子どもの興味・関心を引きつけ、考える意欲に結びつけることができる点、2点目に男女差別の歴史について系統的に考える授業である点、そして3点目に子どもたちが男女平等、男女共同参画社会について身近に考えることができる点の3点を挙げた。

## 4. 今後の課題

今後の課題として3点を挙げる。まず、1点目として、第2章第2節の教科書分析に

において、より分析の視点を明確にする必要があることが挙げられる。主観的にならないように、細分化した視点を設定すべきであった。2 点目は、本論文では女性差別の歴史を通して子どもに男女平等について考えさせることを主眼に置いていたこともあり、教科書分析も授業構想も歴史的分野のみになってしまったため、公民的分野における男女平等教育も考察する必要があることが挙げられる。3 点目は、教科書分析や、授業実践の考察を通して発見した問題点を克服できる、明確な授業構想を行うことができなかつたことが挙げられる。

以上の3点を大きな課題として挙げたが、このほかにも改善すべき課題は多く残っている。今後も社会の動向に注意しながら研究を重ねていきたい。

---

i 男女共同参画社会基本法第1章総則第2条

[http://www.gender.go.jp/about\\_danjo/law/kihon/9906kihonhou.html](http://www.gender.go.jp/about_danjo/law/kihon/9906kihonhou.html).

ii 吉岡睦子その他著『教科書の中の男女差別』（明石書店 1991）、148～155頁。

iii 松村明編『大辞林第3版』（三省堂2006）、123頁。